

御座る郵便物の届行は、届行日(届行日)に当るときは、翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

◇告示 目次  
ひな白痢検査の実施  
牛の結核病等の検査等の実施

## 告示

鳥取県告示第五百九十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏。

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断用菌液

実施期日	実施区域	実施場所
十一月二十日	気高郡気高町飯屋	梅実 漢
〃	鹿野町小別所	石原 春一
〃	〃 寺内	田中 亮一
〃 二十一日	〃	田中 弥五郎
〃 二十四日	〃	山形種鶏場
〃 十四日	鳥取市秋里	宮木 〃
〃 十九日	〃 御弓町	植田 〃
〃 二十日	〃 松上	福本 〃
〃 二十一日	〃 長柄	吉田 〃
〃	〃 野坂	前田 〃
〃	〃 野寺	白井 〃
〃 二十二日	岩美郡国府町宮ノ下	〃

二十六日	鳥取市長柄	福部村細川	横山
二十七日	岩美郡国府町国分寺	山根	岡村、懸植、宮本
二十八日	鳥取市本高	横川	増田
二十九日	湖山	白門	
三十日			

鳥取県告示第五百九十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病ブルセラ病及び肝てつ検査並に肝てつ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査、駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査
- 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし生後六月以内のもの及び分べん前一月分べん後十日以内のものを除く
- 肝てつ検査駆除
- 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
- 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
- ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
- 肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法
- 肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

実施期日	実施区域	実施場所
十一月十五日	気高郡鹿野町鹿野地区	気高郡鹿野町鹿野
〃 二十二日	〃 気高町瑞穂地区	〃 気高町下坂本
〃 二十九日	〃 浜村地区	〃 姉泊
第一回	第二期	実施区域
十一月十二日	十一月十五日	気高郡鹿野町鹿野地区
〃 十九日	〃 二十二日	〃 気高町瑞穂地区
〃 二十六日	〃 二十九日	〃 浜村地区
		気高郡鹿野町鹿野
		〃 気高町下坂本
		〃 姉泊